

空梅雨の予報とは反対に、充分すぎるほどの恵みの雨をもたらした今年の梅雨もやっと終わりました。7月の日照時間は平年の30%～40%だったそうです。夏の日差しが待ち遠しかったですね。

暑さにまだ慣れていないこの時期は、熱中症になりやすい時期でもあります。体調に充分ご注意ください。

今回は、「年金保険制度について」簡単にご説明させていただきます。

現在、日本には5つの社会保険制度(年金保険、労働者災害補償保険、雇用保険、医療保険、介護保険)があります。社会保険または社会保障とは、国民の生活を保障するための公的保険のことで、財源は、国の扶助の他に、事業所や各個人の所得に応じた保険料で成り立っています。

### <年金保険制度のしくみ>

年金保険は、国内に住んでいる、すべての成人(20歳以上～60歳未満)の人が加入することになっている国民年金(基礎年金)を基盤に、その上に民間サラリーマンが加入する厚生年金、公務員などが加入する共済年金がのった2階建ての構造になっています。

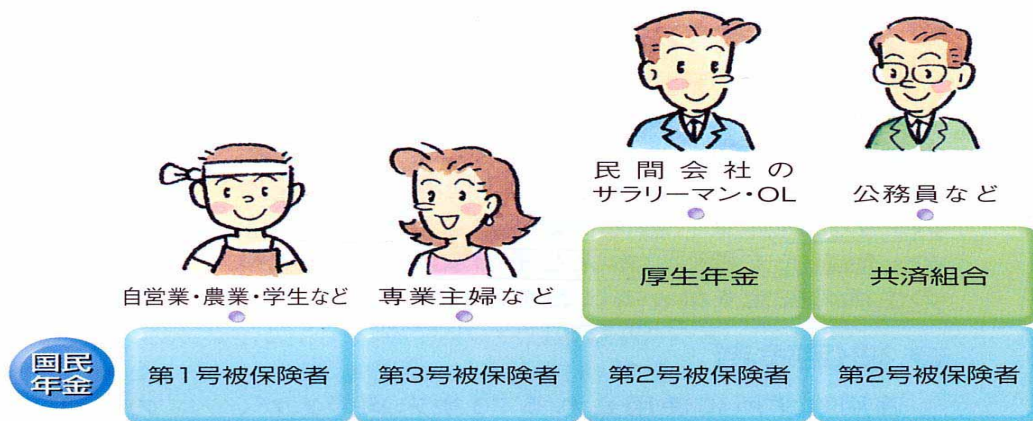
年金保険加入者(被保険者)

第1号被保険者: 20歳～59歳の自営業者等

第2号被保険者: 70歳未満の民間サラリーマン、公務員等

第3号被保険者: 20歳～59歳の第2号被保険者に扶養されている配偶者

\* 第1号、3号被保険者は国民年金(基礎年金)のみの加入です。



法研「目で見る社会保険」より

### <年金保険料>

第1号被保険者: 一律定額制になっています。平成19年度は月額14,100円です。平成29年度まで、毎年280円ずつ引き上げられます。

第2、3号被保険者: 月収やボーナスの額で保険料が計算されます(総報酬制)。

また、保険料は会社が半分を負担する「労使折半」です。

## <年金の種類>

### 老齢(年を取った時)

老齢基礎年金:保険料を納めた期間が25年以上ある人が、65歳から受けられます。支給額は、20歳～60歳まですべて保険料を納めた場合、年額792,100円(平成19年現在)です。保険料を納めた期間で、支給額は計算されます。

老齢厚生年金:老齢基礎年金に上乗せして支給されます。支給額は保険料を納めた期間と、在職中の平均標準報酬月額で計算されます。

### 障害(障害状態になった時)

障害基礎年金:障害の原因の病気またはケガで、初めて受診した日までの保険料が2/3以上納めている人で、障害の程度が国民年金障害等級の1級、2級に該当する人が受けられます。

障害厚生年金:障害基礎年金に上乗せして支給されます。障害の程度で1級、2級、3級、障害手当金が裁定されます。

### 遺族(生計中心者が死亡した時)

遺族基礎年金:保険料を2/3以上納めているか、老齢基礎年金の資格期間を満たして死亡した人の遺族(子のいる妻または子)が受けられます。

遺族厚生年金:厚生年金保険加入中の人、厚生年金保険加入中に初診日のある病気やケガが5年以内の人、1級、2級の障害厚生年金を受けられる人、老齢厚生年金を受けられる人、以上に該当する人が死亡した場合、遺族基礎年金に上乗せして遺族に支給されます。遺族は子のいる妻または子以外に、子のいない妻、55歳以上の夫、父母、祖父母、孫が含まれます。

以上、概略ですが、「年金保険制度について」ご説明させていただきました。年金の支給金額は、保険料を納めた期間がとても重要です。今年5月から、話題になっている年金記録問題では、心配されている方もまだまだいらっしゃると思います。群馬県内の社会保険事務所は、8月も年金記録相談の受付時間を、平日は午後7時まで延長(3、17、24、31日は午後6時まで)しています。また、土、日も「後日お答え方式」で午前9時30分～午後4時まで(渋川は、12日以降午前中)年金相談を受けています。ご心配な方は一度相談に行かれることをお勧めします。相談に行かれる時は年金手帳をお忘れなく。

何かわからない事、ご心配な事がありましたら、いつでも病院のソーシャルワーカーにお声をかけてください。

地域連携室  
医療相談室